

第5次越谷市障がい者計画(案)に対する意見要旨と市の考え方一覧

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
1	I	1	2	<p>「1 計画策定の趣旨」について、「共生社会の考え方のもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指してきました。」とあります。しかし、これまで、障がい者は学校や職場、暮らしにおいて、分けられて暮らしてきた経緯があることや特別支援学校や特例子会社など、現在も分けられている状況がある中で、十分な情報提供や参加の機会がない上での自己選択と自己決定論はあまりに暴力的だと考えます。また、障がい者が支援を受けるための場所、施設、制度などは増えてきていますが、その一方で、障がい者に向けた制度の対象は障がい者に固着しています。17ページのアンケート調査結果の表2-5に関連しますが、障がい者には話を整理したり伝えることが得意でない方も多くいます。現在の制度は仕事の場や相談の場など、関わりを切り分けてしまっていることも多いと考えています。包括的な支援が必要な中ではとても有効とはいづらい組み立てになっています。企業の努力目標や行政計画で「障がい者とともに働く」と語られるものの、特例子会社などに代表とされる障がい者だけを切り分ける図式、企業の自分たちにとって合理的な立ち回りだけが肥大化することはとても残念に感じています。</p> <p>こうした課題は一市町村で解決できる問題ではないからこそ、地域性を加味し、障がい者計画等で独自性を出しながら、大枠での隙間を埋めるためにしっかりと取り組まなければならないと考えます。</p>	<p>第5次障がい者計画は、障害者基本法の理念に沿って、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考え方のもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を引き続き目指すものです。</p> <p>障がい者が自己選択、自己決定をするにあたっての情報提供や参加の機会の充実については、本計画にも掲載されている個別の施策で引き続き図ってまいりたいと考えております。</p>	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
2	I	2	14	「2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状」について、障がい者やその周辺の状況を広く知るために昨今はアンケート調査を利用することが多いですが、アンケート調査だけでは実態の把握は難しいともよく言われます。このアンケート調査の課題として、障がい者へのアンケート調査結果が障がいに関係のない市民のデータとどこが違い、どこが類似するのかが検証されていないことが挙げられます。例えば17ページの「表2-5 現在の生活で困っていること」で具体的に考えてみると、一番割合の高い回答は「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」となっています。この結果を受け、その他の市民へのアンケート調査として、「隣人とのコミュニケーションが難しい」という選択肢を含めた設問をした場合の結果とどのように違ってくるのかが大事だと考える。もし、その他市民に対してのアンケートも同様の結果が出るのだとすれば、それは障がいに特化した課題ではなく、全市民に関わる課題だといえるということです。このように、場合によっては、障がい者計画として課題を考えていくのではなく、「ともに」という視点で市全体の施策とすることが重要だと考えます。	計画案の14ページからのアンケート調査につきましては、第5次越谷市障がい者計画及び第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の策定に向けたものとして実施しておりますが、その結果については、計画案の作成過程において、庁内各課と共有しております。	D
3	I	3	39	基本理念は非常に素晴らしいと思います。	第4次計画の基本理念を継承し、引き続き基本理念の実現に向け、施策の推進に努めます。	D

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
4	I	3	40	「1 共生意識の醸成」について、以下のとおり修正をお願いします。 障がいの有無に関わらず、幼いころから地域でともに学び育つことをすすめることにより、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように努めるとともに、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護等の推進を図ります。		B
5	I	3	40	「1 共生意識の醸成」について、「障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護の推進を図ります。」とありますが、正しい理解の促進のためにも基本理念に沿った取り組みが重要であることから、以下のとおり修正するべきと考えます。 障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように、子どもころから大人に至るまで分け隔てられず共に育ち、共に働き、共に暮らすことで、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護の推進を図ります。	「2 基本的視点」については、冒頭の文に記載があるように、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づくものであることから、計画案のとおり表記としております。	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
6	I	3	40,41	<p>47ページの「障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進」の「現状と今後の方向性」の本文15行目に「子どもから大人までともに育ち、ともに学ぶことで地域における共生を進展させていくことが重要です。」とあり、表現を統一したほうがよいと考えるため、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>40ページ「1 共生意識の醸成」 障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように、子どもから大人までともに育ち、ともに学ぶことで地域における共生を進展させていくことで、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護等の推進を図ります。</p> <p>41ページ「基本目標1 相互理解・相互尊重を育む」(3段落目) そのため、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、子どもから大人までともに育ち、ともに学ぶことで地域における共生を進展させていくことで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。</p>	<p>「2 基本的視点」及び「3 基本目標」については、それぞれの冒頭の文に記載があるように、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づくものであることから、計画案のとおり表記しております。</p>	B
7	I	3	40	<p>「2 自立の支援」について、以下のとおり修正してください。</p> <p>障がい者が地域で他の人々と分け隔てられることなく、自立した日常生活を送れるように、ライフステージにわたる連続性・一貫性のある支援体制の構築を目指します。</p>	<p>「2 基本的視点」については、冒頭の文に記載があるように、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づくものであることから、計画案のとおり表記しております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
8	I	3	40	<p>「2 自立の支援」について、「障がい者が地域で自立した日常生活を送れるように」とありますが、自立の定義があいまいです。この場合の自立は、自分で何とかするという意味ではなく、他者の支援を受けながら暮らすことも自立ととらえることが重要だと考えます。このため、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>障がい者が地域で他者の支援を受けながら自立した日常生活を送れるように、ライフステージにわたる連続性・一貫性のある支援体制の構築を目指します。</p>	<p>個々の障がいの状況により、他者からの支援の必要性の度合いは異なると考えておりますので、限定的な表現はせず、計画案のとおり表現としております。しかし、本計画における「自立」はご意見の主旨も含むものであることから、以下の文言を注釈として40ページ下部に追加します。</p> <p>【追加する文言】 ※6 自立:「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の身を立てること」の意味でとらえられることが多いが、本計画においては、「自己決定に基づき、必要に応じて多様な援助を受けながら、主体的な生活を営むこと」を指している。</p>	A
9	I	3	40	<p>「3 社会参加の促進」について、以下のとおり修正してください。</p> <p>障がい者が積極的に社会参加できるよう支援体制の整備、充実を図り、地域交流や就労、文化芸術活動等を促進することにより、だれもが分け隔てられずとも生きる生活環境の整備・充実を図ります。</p>	<p>「2 基本的視点」については、冒頭の文に記載があるように、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づくものであることから、計画案のとおり表記としております。</p>	B
10	I	3	41	<p>「基本目標1 相互理解・相互尊重を育む」について、2段落目を以下のとおり修正をお願いします。</p> <p>そのため、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、分け隔てられずともにいる関係を拡げることにより、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえる基盤をつくるとともに、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。</p>	<p>本項目は、本計画の基本理念の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえたものとしているため、計画案のとおり表記としております。</p>	B
11	I	3	41	<p>「基本目標1 相互理解・相互尊重を育む」について、5行目に「子どもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め」とありますが、基本理念に沿って「子どもから大人に至るまで、分け隔てられることなく共に育ち、共に働き、共に暮らすことで、障がいへの正しい理解を深め」と修正すべきと考えます。</p>		B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
12	I	3	41	<p>「基本目標2 一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」について、1段落目を以下のとおり修正してください。</p> <p>障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション等を担う保健・医療と障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉について、それぞれの充実を図り、相互の連携強化を図るとともに、障がい者の一人ひとりの意思を尊重し、地域で自立した生活を送れるように、ライフステージのすべての段階で一貫性をもった支援に取り組むことが重要です。</p>	<p>ライフステージにおけるすべての段階で一貫性のもった支援を行うにあたり、保健・医療・福祉のそれぞれの充実及び相互の連携強化を図るものと考えておりますので、計画案のとりの表記としております。</p>	B
13	I	3	41	<p>「基本目標2 一人ひとりの意思に寄り添う暮らしの支援基盤をつくる」について、1行目に「地域で自立した生活を送れるよう」とありますが、自立は、自分で何とかするという意味ではなく、他者の支援を受けながら暮らすことも自立ととらえることが重要だと考えるため、この文言の前に「他者の支援を受けながら」の文言を追加すべきと考えます。</p>	<p>個々の障がいの状況により、他者からの支援の必要性の度合いは異なると考えておりますので、限定的な表現はせず、計画案のとりの表現としております。しかし、本計画における「自立」はご意見の主旨も含むものであることから、No.8にもあるように注釈を40ページ下部に追加することとしています。</p>	B
14	I	3	42	<p>「基本目標3 さまざまな形での社会参加を促進する」について、2段落目を以下のとおり修正してください。</p> <p>そのため、幼児期から地域の他の子ども達と分け隔てられることのない環境で将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じた一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。</p>		B
15	I	3	42	<p>「基本目標3 さまざまな形での社会参加を促進する」について、1行目に「障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、主体的に社会とのかかわりを持つことが重要です」とあり、4行目には「社会の一員として自立し、生活を営む力をはぐくみます」とありますが、社会の一員として主体的に社会参加するためにも、小さいころから障がいのない人と分け隔てられずに共に育つことが重要だと考えているため、2段落目を以下のとおり修正してください。</p> <p>そのため、幼児期から分け隔てられずに共に育つような、将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じた一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。</p>	<p>本項目は、本計画の基本理念の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえたものとしているため、計画案のとりの表記としております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
16	I	3	42	<p>「基本目標4 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」について、1・2段落目を以下のとおり修正してください。</p> <p>障がい者が、地域で安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、さまざまな障がい者自身の参加の下に生活環境の整備を進めることが重要です。</p> <p>そのため、障がい者自身と地域住民によるまちの点検活動等を促進しつつ公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。また、情報アクセシビリティの向上として、意思疎通支援やICT等を活用した情報提供の充実を図ります。</p>	<p>障がい者の参画のもと施策を推進していくことは、生活環境の整備に係る部分に限らないと考えておりますので、計画案のとおり表記としております。</p> <p>障がい者の参画に係る考え方については、128ページの「第Ⅲ編 計画の推進に向けて」の「(3)-1 意見交換の機会づくりの検討」の部分でお示しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
17	Ⅱ	1	47	<p>第1章で「障がいに対する正しい理解」が書かれていますが、「正しい」という捉え方は非常に難しくデリケートなものだと考えます。以前に比べると障がいの「医学的モデル」で固まっていた障がいの理解は「社会的モデル」として現在は当たり前前に語られるようになりました。ここでは医学的な部分だけではなく、社会的な要因、またディスアビリティといったことも含めて考えられるようになってきたといえます。そのような考え方の中で、理解のためには「社会的な要因」でディスアビリティの側面を多く持つようなケースにおいて、その社会の成り立ちも理解するための一助とする必要が出てくるだろうということです。経営的な合理性においては、例えば鉄道会社が乗客を大量輸送するためにエレベーターよりもエスカレーターの設置を先んじていった経済的な理由なども障がいの理解の中に織り込むことが必要になるのではないかと思います。</p> <p>このような視点で考えるとき、障がい者計画という狭いパーテーションの中で検討しても「正しい」理解を促進することは難しいのではないかと考えます。より大きな総論としての総合振興計画の中で、社会の仕組みも交えもう少し骨子に加えることが必要だと考えます。また、そのような提言を総合振興計画に注進することが必要であると考えます。</p>	<p>障がいに対する正しい理解の促進については、例えば出張講座であれば、それぞれの障がいがあるかということだけでなく、日常生活において、どのような困りごとがあり、どのような配慮、声かけが必要であるかなど、障がいの社会モデルの視点に立った内容としております。</p> <p>また、ご意見の中で、例に挙げていただいているハード面の障壁についてですが、計画案42ページの「基本目標4 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」でも記載があるように、障がい者だけでなく、高齢者や子どもを連れている方などが利用しやすいユニバーサルデザインの視点にたち、進めていくものと考えております。</p>	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
18	Ⅱ	1	54	「5 地域での交流と理解の促進」について、全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業は、自分で声かけたり、ビラを配って介助者を探して障がい者の介護人になってもらうことで、地域の人達が障がい者と関わるきっかけになり、結果として地域での交流と理解の促進につながると考えるため、「⑤-5 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実」の名称で項目の追加をお願いします。		C
19	Ⅱ	1	54	(意見No. 31及び62に関連)「5 地域での交流と理解の促進」について、全身性障害者介護人派遣事業及び重度知的障害者介護人派遣事業は、障がい者が身近な人に介助を頼むことができる制度で、障がいを持たない市民からするとそれがきっかけとなって障がい者に関わり、結果として障がい者福祉の理念に対する市民意識を高めることにつながります。このことから、以下のとおり項目の追加をするべきと考えます。 <u>⑤-5 全身性障がい者介護人派遣事業及び重度知的障害者介護人派遣事業の充実</u> 介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者自身の社会参加のための外出や地域生活を支援するため、障がい者自身が自ら介護人を探し登録してもらうことで資格を持たない市民が障がい者に関わるきっかけとなる全身性障がい者及び重度知的障がい者介護人派遣事業の充実に努め、それによって地域社会の障害者理解の促進を図り、地域共生社会づくりに努めます。	ご意見にもありますように、全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業について、事業を実施する中で、地域での交流の促進が図られていることは認識しております。これらは、自立した生活を希望する在宅の重度の全身性障がい者や知的障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、社会参加を促進することを主な目的として行っている事業です。また、他の福祉サービスについても、実施の中で地域での交流等が図られているものもあることから、本事業のみを特筆して記載しないこととしております。	C
20	Ⅱ	2	57	「現状と今後の方向性」について、下記のとおり加筆をお願いします。 そこで、疾病等の予防、早期発見・早期対応とあわせて、医療やリハビリテーションなど障がい者やその家族が必要な支援を受けながら、地域で他の人々から分け隔てられることなく安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が連携した在宅保健サービスや障がい者保健・医療体制の充実に努めます。また、障がい児及び発達に不安のある子どもについても、地域の他の子ども達から分け隔てられることなくともに育ちながら一人ひとりの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育が行えるように、児童発達支援センターの地域支援の機能強化を図るなど地域の療育システムの向上に取り組みます。	本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
21	Ⅱ	2	59	<p>「1 疾病の予防と早期発見」における「①-1 乳幼児等健康診査事業の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、<u>発育・発達に応じた育児相談等を行い、疾病や発育・発達の遅れ等があっても他の子ども達と分け隔てられることなく健全な育成を図れるよう支援します。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。</u></p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
22	Ⅱ	2	61	<p>「②-5 児童発達支援センターの充実」について、計画で示されている充実という方向性では、職員の人件費が増加し続けていく一方であり、効果についても限定的だと思います。</p> <p>そこで、児童発達支援センターの運営を民営化する方向に切り替えていくべきだと考えます。実際に適応訓練等を行っているなど児童発達支援センターの運営スキルを持った民間事業者等もいると思います。また、民営化することにより業界が活性化し、今後の発展にも繋がっていくものと考えます。</p>	<p>心身に発達の遅れがあるお子さんについては、障がいの早期発見、早期療育が必要であり、発達段階に応じた療育・相談が適切に行われるよう、保健センター、公立保育所、教育センター、児童相談所などの関係機関との連携が必要です。これらの連携の対象は越谷市をはじめとした公的機関であり、同じく市の機関である児童発達支援センターであれば連携が図りやすいことから、今後も直営での運営が望ましいと考えます。</p>	C
23	Ⅱ	2	62	<p>「2 地域療育システムの充実」において、下記のとおり項目の追加をお願いします。</p> <p><u>②-8 (仮称)インクルーシブな保育に向けての課題の検討</u> <u>医療的ケアを要する児童や重度の身体障害児について、障がい等の内容に応じた集団保育への安全・安心な受入れ体制を整え、現在の特別支援保育をインクルーシブな保育に進めていくために必要な課題を検討します。</u></p>	<p>医療的ケアを要する児童や重度の障がいのある児童については、保育所において集団保育を行うにあたり、安全が確保される場合に限り、受入れを行っています。</p> <p>しかしながら、保育所は障がい等の状況に応じた療育を提供する施設ではないことから、療育を希望される保護者に対しては専門の療育機関の利用を促しています。</p> <p>そのため、当該箇所に文言を追記することは誤解を招きかねないことから、適当ではないと考えます。</p>	D

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
24	Ⅱ	2	65	<p>「4 障がい者保健・医療体制の充実」において、下記のとおり項目の追加をお願いします。</p> <p>④-14 病院等における重度訪問介護の提供に関する周知及び理解と協力要請</p> <p>重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所においても重度訪問介護が利用できるようになったこと、重度訪問介護に基づく支援としての意思疎通支援及びそのための見守り、適切な体位交換を病院等の職員に伝えるため一緒に体位交換などの直接支援を行うことも想定されていること等について周知するとともに、利用者の症状等に応じ十分に調整する必要があることへの理解と協力について上記病院等へ要請を行います。</p>	<p>重度訪問介護については、75ページの注釈にありますように、訪問系サービスに含まれるものとしております。そのため、「②-1 訪問系サービスの充実」の取組み内容の文言を下記のとおり修正いたします。</p> <p>なお、病院等に対する周知については、国、県、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。</p> <p>【修正後】 在宅や病院等で介護を必要とする障がい者に対し、サービス利用計画等により、生活を維持するために必要となる適切なサービス量を支給します。 また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。</p>	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
25	II	3	69	<p>「現状と今後の方向性」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>(13行目以降)</p> <p>このような状況の中で、障がい者が必要なときに必要な場所で、希望に即した適切な支援を受けられるようにするためには、特別な支援がなくとも、地域でともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らすことをあきらめることなく、ともに生きている人々と自分自身をもっとも大切な社会資源として、そこから希望に即した適切な支援が何かを明確にし、そうした支援の輪を広げながら、公的な施策として支援を充実させていけるよう取り組んでいく必要があります。また、障がい児や障がい児のいる家庭を取り巻く環境は、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会環境の変化に加えて、それへの対策としての特別な支援の利用を通してさらにつながりが希薄化している状況があります。さらに、他の社会問題と複雑に関わっているものが多く、地域の関係機関や団体等が協力・連携し、困難の解消に向けた支援を行っていくことが重要です。ひとり親家庭、医療的ケア児(日常生活に医療を要する障がい児)のいる家庭など生活や就労等の様々な不安や困難を抱えている障がい児や障がい児のいる家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かい相談・支援体制の充実が求められています。そのことが分断をさらに深めることにつながらないよう配慮が必要です。</p> <p>このことから、障がい者のライフステージも見据えた中長期的な視点に立ち、幼いころから大人になり高齢になってゆくどのステージにおいても、障がい者が自ら望む分け隔てられないことのない地域生活をめざすことから出発し、そこで出会う地域のさまざまな人々とともに生きる中で、障害福祉サービス、日中活動の場や住まいの場のありかたの見直しと充実に向けて一緒に取り組むとともに、障害者地域自立支援協議会の専門部会で関係機関と連携を図りながら基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めるなど地域全体での支援体制の整備に取り組めます。</p>	<p>本項目は、本計画の基本理念の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえたものとしております。</p> <p>最終段落については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】</p> <p>このことから、障がい者がライフステージの全ての段階で自ら望む自立した地域生活を営めるよう、中長期的な視点に立ち、引き続き日中活動の場や住まいの場を提供する障害福祉サービス等の充実に取り組むとともに、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実を図るなど地域全体での支援体制の整備を推進します。また、障害者地域自立支援協議会の専門部会で関係機関と連携を図りながら基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。</p>	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
26	Ⅱ	3	73	「①-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実」について、高次脳機能障がい者だけでなく、同じ器質性精神障がいである若年性認知症の方に対し、さいたま市若年性認知症サポートセンターと連携した相談支援を行っていくことも含めて、相談支援の充実を図っていくことを記載してください。	ご意見にもありましたように、若年性認知症のある方に対しては、埼玉県及びさいたま市の委託事業で実施されている若年性認知症サポートセンターで日常生活に係る全般的な相談支援が行われております。本市では、必要に応じてこのサポートセンターをご案内等するとともに、関係各課で連携を図りながら、各種福祉制度の利用等に関する相談を受付けております。このことから、ご意見を踏まえ、73ページに以下のとおり取組みを追加します。 【追加する記述】 ①-8 若年性認知症のある方への相談支援の充実 埼玉県の若年性認知症サポートセンターと連携し、若年性認知症のある方への相談支援の充実を図ります。(担当課:障害福祉課、地域包括ケア推進課、精神保健支援室)	A
27	Ⅱ	3	73	障害支援区分6で重度訪問介護を受けている障がい者に限って、入院時にも重度訪問介護を受けることができることになりましたが、入院時に慣れた介助者から介助を受けたい障がい者は障害支援区分6の方に限らないことから、地域の実情を調査し、入院時コミュニケーション支援事業を市の地域生活支援事業に追加することを検討するべきと考えるため、「①-10 地域生活支援事業の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。 障がい者が地域の特性や利用者の状況に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、新たに入院時コミュニケーション支援事業を追加するなど本市の実情に合わせて実施する地域生活支援事業の充実を図ります。	重度訪問介護については、行動上の困難を有する障害支援区分4以上の方が対象となっておりますが、入院時については、障害支援区分6の方で入院前から当該サービスを利用している方に限り、支援を受けることができることとなっております。さいたま市等では、すでにこれを補完する独自事業が行われていますが、本市における入院時の意思疎通支援については、引き続き研究課題としてまいりたいと考えております。	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
28	Ⅱ	3	75	<p>「2 生活を支える福祉サービスの充実」について、1行目に「障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を送れるよう」とありますが、自立は、自分で何とかするという意味ではなく、他者の支援を受けながら暮らすことも自立ととらえることが重要だと考えているため、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>障がい者が地域で他者の支援を受けながら自立した日常生活を送れるよう、訪問系の障害福祉サービスを充実するとともに、介護者の負担軽減等を図ります。また、自立を促進するための補装具、年金・手当等に関する情報提供に努めます。</p>	<p>個々の障がいの状況により、他者からの支援の必要性の度合いは異なると考えておりますので、限定的な表現はせず、計画案のとおり表現としております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
29	Ⅱ	3	76	<p>116ページからの「3 外出・移動支援の充実」に全身性介護人派遣事業について掲載されていますが、この事業は障がい者自身が介護人を探すことで介助を受けることができ、外出・移動に限らず地域生活全般を支える重要な制度と考えるため、76ページ、「2 生活を支える福祉サービスの充実」に下記のとおり項目を追加をお願いします。</p> <p>②-12 全身性障がい者・重度知的障がい者が推薦する介護人の登録・派遣による社会参加の支援 障がい者自身が身近な地域の人を介護人として登録することで、生活や社会参加に必要な外出のためのきめ細かい支援を受けることができる全身性障がい者および知的障がい者介護人派遣事業の充実に努めます。</p>		A
30	Ⅱ	3	76	<p>「2 生活を支える福祉サービスの充実」において、下記のとおり項目の追加をお願いします。</p> <p>②-12 全身性障がい者・重度知的障がい者が推薦する介護人の登録・派遣による社会参加の支援 障害福祉サービスの利用にさまざまな困難を抱える全身性障がい者・重度知的障がい者が自ら推薦する介護人を市に登録し、派遣することによって、社会参加をきめ細かく支援するとともに、ともに生きる地域を耕します。</p>	<p>ご意見のとおり、全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業は、障がい者の移動を支援するだけでなく、事業の実施の中で、地域での交流が図られ、障がい者の地域生活の充実に資するものであると認識しております。 このことから、ご意見を踏まえ、「第7章 生活環境の整備・充実」における本事業に関する記述を再掲します。</p> <p>【追加する記述】 ②-12 全身性介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実(7章に再掲)</p>	A
31	Ⅱ	3	76	<p>(意見No. 19及び62に関連)「2 生活を支える福祉サービスの充実」について、全身性障がい者介護人派遣事業及び重度知的障がい者介護人派遣事業は、障がいのない市民が障がいのある市民と関わるきっかけとなるとともに、障がい者自身が自分で介護人を探すという意味で障がい者の社会参加のためにも重要な制度です。また、介護人となった人がその関係性によって日常生活を支える支援者にもなりうるものであるため、以下のとおり再掲として追加するべきと考えます。</p> <p>②-12 全身性障がい者介護人派遣事業及び重度知的障がい者介護人派遣事業の充実(再掲) 介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者自身の社会参加のための外出や地域生活を支援するため、障がい者自身が自ら介護人を探し登録してもらうことで資格を持たない市民が障がい者に関わるきっかけとなる全身性障がい者及び重度知的障がい者介護人派遣事業の充実に努め、それによって地域社会の障害者理解の促進を図り、地域共生社会づくりに努めます。</p>	<p>介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がい者の地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。</p>	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
32	Ⅱ	3	80	<p>「5 地域での支援体制の充実」における「⑤-6 地域包括支援ネットワークの充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>高齢者、障がい者をはじめすべての住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者、障がい者等と他の住民がともに生き、ともに支え合うネットワークの構築を推進します。また、このネットワークを通して、支援を必要とする高齢者、障がい者等が、他の住民と分け隔てられることなく、必要な福祉サービス等を得られるよう、迅速かつ適切な対応に努めます。</p>	<p>「地域包括支援ネットワーク」については、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを中心として、高齢の障がい者、生活困窮者を含む高齢者を地域で見守り、支えるネットワークづくりを進めるものです。</p>	B
33	Ⅱ	3	80	<p>「5 地域での支援体制の充実」における「⑤-6 地域包括支援ネットワークの充実」について、高齢の障がい者を含むというただし書きがあるにしても全体的に高齢者への支援について書かれており、障がい者計画の項目としては違和感があります。障がい者計画の項目とするなら、障がい者を含めた支援の項目として書くべきと考えるため、以下のとおり修正してください。</p> <p>高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、支援を必要とする人たちが安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者等を地域全体で見守り、支え合うネットワークの構築を推進します。</p> <p>また、このネットワークを通して、支援を必要とする高齢者等を早期に発見し、必要な福祉サービスにつなげるなど、迅速かつ適切な対応に努めます。</p>	<p>ご指摘いただいた点については、計画上に反映いたしません。障がい福祉のネットワークづくりとも連携しながら、支援の必要性が高い方の情報が寄せられた際には、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、障がい児者の支援体制の構築につきましては、「⑤-7 障害者地域自立支援協議会の充実」等にもありますように引き続き推進いたします。</p>	B
34	Ⅱ	4	83-91	<p>東京都の砧公園内に、障がい児でも遊べるインクルーシブ公園があるそうです。越谷市でも参考になればと思います。</p>	<p>112ページの「①-6 公園等オープンスペースの整備」において、出入り口の段差の解消や多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進することを掲げております。インクルーシブ公園につきましては、他自治体の事例の調査等を行いながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
35	Ⅱ	4	83	<p>「現状と今後の方向性」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>(1・2・3段落目) <u>一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学ぶ教育は重要です。</u>これまで本市では、児童発達支援センターにおける早期療育や、支援を必要とする児童への相談・訓練、公立保育所での障がい児保育等を行うとともに、特別支援学級の充実や通級指導、支援籍学習、さらに、越谷市立病院内に『おおぞら学級』を設置し、入院治療を行っている児童生徒の学習支援にも取り組むなど教育・保育の充実に向け取り組んできました。</p> <p>障がい児(主に介助者の代筆)を対象としたアンケート調査では、介助にあたり本人との意思疎通が大変であるという意見が多く、団体ヒアリング調査では、家庭での療育、養育力の低下を不安に感じるという意見等もみられるなど子どもの育成や教育に関し、多くの保護者が悩みや不安を抱えていることが見受けられます。子どもは子どもの中で育つことが自然であり、特別な支援が充実することは半面で子どもたち同士の関係を制限せざるを得ないことが、家庭での意思疎通や療育・養育力の低下への不安にも影響を及ぼします。</p> <p>このことから、保護者への十分な情報提供とともに、障がいの状況や子どもの成長にあわせた、できる限りインクルーシブな教育環境の整備が求められています。さらに、療育からの連続性のある教育・育成は、子どもの成長に大きく影響するため、家庭・教育・福祉の連携も重要となります。団体意向調査では、障がいがあるなしにかかわらず、共に学ぶことのできる教育環境の整備を進めてもらいたいという意見が示されています。</p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
36	Ⅱ	4	85	<p>「1 就学前教育・保育の充実」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの障がいのない子ども達との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や保育が必要な保護者のため、保育の充実を図ります。また、保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。</p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
37	Ⅱ	4	86	<p>「1 就学前教育・保育の充実」において、下記の項目の追加をお願いします。</p> <p>①-7(仮称)インクルーシブな保育に向けての課題の検討 <u>医療的ケアを要する児童や重度の身体障害児について、障がい等の内容に応じた集団保育への安全・安心な受入れ体制を整え、現在の特別支援保育をインクルーシブな保育に進めていくために必要な課題を検討します。</u></p>	<p>医療的ケアを要する児童や重度の障がいのある児童については、保育所において集団保育を行うにあたり、安全が確保される場合に限り、受入れを行っています。</p> <p>また、現在行っている特別支援保育については、医療的ケアを要する児童を含め障がいや発達に遅れのある児童が入所するクラスに対し、加配保育士(看護師)を配置することにより、対象児童を区別することなく受入れ集団保育を行っています。そのため、現状においてインクルーシブな保育が行っていると考えておりますが、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	C
38	Ⅱ	4	87	<p>「2 相談の充実」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒から分け隔てられることなく、やむをえず分け隔てられた場合もすみやかにともに育ちともに学ぶことができるよう、きめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。</p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
39	Ⅱ	4	87	<p>「2 相談の充実」における「②-3 就学相談の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>教育センターで実施している発達相談、特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供や就学支援委員会による判断を通して、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒から分け隔てられることなく、やむをえず分け隔てられた場合もすみやかにともに育ちともに学ぶことができるよう、きめ細かな対応を図ることにより児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。</p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
40	Ⅱ	4	88	<p>「3 学校教育の充実」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>学校教育において、障害のある子どもとない子どもがともに学んでいることが、福祉教育の基礎にすえられる必要があります。その上で、さらに同じ地域に住んでいるさまざまな障害のある人びとの暮らしと出会うことが福祉体験として重要です。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実させ、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。</p>	<p>「3 学校教育の充実」などの施策のそれぞれにおける冒頭の文については、当該施策で行う具体的な取組みの内容を簡潔にまとめているものであることから計画案のとおり表記としております。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は、本項目の具体的な取組みとなっている「③-2 福祉体験等の充実」に含まれております。</p>	B
41	Ⅱ	4	88	<p>「3 学校教育の充実」における「③-1 とともに学ぶ教育の推進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な方法で支援を進めます。また、ともに学び育つために進めた多様な方法や、分け隔てられたところから再びともに学び育つに至った好事例についてまとめ、普及・啓発に生かします。</p>	<p>学校教育においては、今後も、障がいのある児童生徒の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深め、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる教育の推進に努めていきます。</p>	B
42	Ⅱ	4	88	<p>「3 学校教育の充実」における「③-2 福祉体験の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などに高齢者や障がい者も講師となって、本人によるヒューマン・ライブラリーを基本として、高齢者疑似体験・車いす体験などの福祉体験や手話の学習等の充実を図ります。</p>	<p>授業の展開方法については、各小中学校の実態に応じて多様になるため計画案の修正はいたしません。高齢者の方や障がいのある方と交流を図りながら、学校教育において福祉教育を推進してまいります。</p>	D

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
43	Ⅱ	4	88	<p>「3 学校教育の充実」における「③-3 人権教育の推進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がいのある子どもとない子どもが子どもが直接出会うことを大事に、子どもの発達状況に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。</p>	<p>「第4章 教育・育成の充実」の今後の方向性及び「3 学校教育の充実」において、ともに学ぶ教育を掲げ、推進してまいります。</p> <p>このため、本項目の記載についても、ともに学ぶ教育を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
44	Ⅱ	4	88	<p>「3 学校教育の充実」における「③-5 特別支援学級の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した支援を行う特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めるとともに、再び障害のない人々とともに学び育ち、ともに働き、ともに暮らすことができるよう引き続き支援します。</p>	<p>本計画の基本理念は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
45	Ⅱ	4	89	<p>「3 学校教育の充実」における「③-11 支援籍学習の推進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>特別支援学校に通う児童生徒が地域社会の中で豊かに暮らしていくことができるように、また地域の学校の児童生徒が本来はこの学校へ来てともに学びともに育つべき友達と出会うことができるように、特別支援学校に通う児童生徒が自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。</p>	<p>今後もノーマライゼーションの理念に基づき、支援籍学習の推進を図るとともに、特別支援教育の推進に努めていきます。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
46	II	5	93	<p>「現状と今後の方向性」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>(4段落目以降)</p> <p>国においても、障がい者の活躍の場の拡大と、民間企業の雇用を促進することを目的として、改正障害者雇用促進法が令和2年4月から段階的に施行され、障がい者の就労に関する社会的関心はさらに高まることが想定されます。</p> <p>しかしながら、アンケート調査に示される障害者の就労の実態は、「障がいのために働けない(職業に就くことができない)」、「十分な収入が得られない」、「働ける職業が限定される」等の割合が高くなっています。あいつぐ法改正による法定雇用率引き上げや就労支援体制の拡充による障がい者雇用の拡大の半面で、<u>その実態は最低賃金すれすれの非正規労働がほとんどであること、その背景のひとつとして、ここ20年にわたり福祉施設利用者が一貫して増えていること、少子化にもかかわらず急増している特別支援学校の児童生徒のうち、高等部卒業生の進路は就職者の2倍弱が福祉施設利用といった状況があります。障がいのない人とある人が幼い時から分け隔てられて育ってきたために、社会に出ても互いにどうつきあってよいかわからない、そのことが根底にあって、働ける職業や職場での働き方もますます限られようになっています。</u></p> <p>このことから、障がい者が、障がいの種別、程度問わず、就労の意志がある限り、各自の適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、ハローワークや企業などの関係機関と連携を図りながら、多様な就労の機会を確保するとともに、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。また、就労のイメージが持てないか、その意志がない障がい者に対しては、多様な働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の工賃水準の向上を図るとともに、<u>共に働くイメージを広げられるよう、公共施設や民間企業への多様な職場参加・職場実習を行い、障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、公共施設や民間企業等の職場で働く人々の意識啓発を図るなど、総合的な支援を推進し、ともに働く共生社会の実現を目指します。</u></p>	<p>本市では、計画案の95ページから99ページまでの具体的な取組みにありますように、障がいの状況や就労へのニーズを踏まえ、企業等への一般就労や福祉施設での就労など多様な働き方への支援を図っております。</p> <p>また市内の就労継続支援A型及びB型の工賃収入の向上についても引き続き図るべきものと考えております。</p> <p>ご意見をいただいた部分につきましては、施策を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
47	Ⅱ	5	95	<p>「1 総合的な就労支援の充実」における「①-1 障害者就労支援センターの充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労支援を希望する障がい者及び障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業等に対し、就労相談や職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職支援、職業生活を続けるための支援、障害者地域適応支援事業(職場参加・職場実習)、ピアサポート支援、就労支援に関する調査研究・普及啓発、地域の就労・生活支援ネットワークの構築を行うことにより支援を行います。</p>	<p>障害者就労支援センターでは、ご意見にも挙げられているとおり、障がい者及び企業等に対する支援を行っております。取組み内容欄については、これを踏まえた取組みの概要を記載する考え方のもと、計画案のとおり表記しております。</p>	B
48	Ⅱ	5	95	<p>「1 総合的な就労支援の充実」における「①-4 雇用の場における障がい者の人権の擁護」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>企業等において雇用差別など障がい者を理由とした人権の侵害を受けることがなく、職場において合理的配慮が提供されるよう障がい者の権利擁護に努めます。</p>	<p>雇用の場における障がいを理由とする差別の解消の推進及び合理的配慮の提供の促進に係る啓発活動等は、進めていくべきものであることから、ご意見を踏まえ、取組み内容の文言を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 雇用の場において、差別の解消、虐待防止の推進及び合理的配慮の提供の促進を図るため、機会をとらえて企業等への啓発活動を行います。 また、雇用の場での権利擁護に関する相談については、関係機関と連携しながら支援を行います。</p>	A
49	Ⅱ	5	96	<p>「1 総合的な就労支援の充実」における「①-5 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>一般企業での就労(一般就労)を希望する障がい者の就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する就労移行支援事業所の利用を支援します。また、一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う就労定着支援事業を推進し、障がい者の一般就労への定着を図ります。</p>	<p>ご意見をいただいた就労移行支援事業及び就労定着支援事業の詳細なサービス内容については、本計画の「資料編」に掲載する考え方であることから、計画案のとおり表記しております。</p>	D

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
50	Ⅱ	5	97	<p>「2 多様な働き方の支援」における「②-2 障害者地域適応支援事業の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がい者が就労していくための条件を模索するため、市関連業務における就業機会の拡大を図るとともに、障害者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所等での職場参加・職場実習を行い、障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていくこととともに、事業所の障がい者就労に対する理蔵を深め、多様な雇用・就労形態も視野にいれた雇用対策の充実を図ることを目的に障害者地域適応支援事業を実施します。また、就労継続支援事業や地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所の運営を支援します。</p>	<p>ご意見の趣旨は、「②-2 障害者地域適応支援事業の充実」の取組み内容の記述にすでに含まれていると考えております。</p> <p>なお、市関連業務における就業機会の拡大に関することは、同ページの②-1の項目に、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所への運営支援に関することは、同ページの②-4の項目に記載しております。</p>	B
51	Ⅱ	5	97	<p>「2 多様な働き方の支援」における「②-4 指定障害福祉サービス事業所等の充実」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点として、障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていき、一般就労への移行の追求と併せ、工賃収入の向上、地域での自立生活準備等を図れるよう支援します。</p>	<p>本項目は、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなど日中活動の場を提供する各種事業所の事業内容を踏まえ、計画案のとおり表現としております。</p>	C
52	Ⅱ	5	99	<p>「③-1 障害者就労施設等の受注の拡大」について、物品等の中に役務が含まれるのは理解していますが、この計画が市民全般に対するための計画と考えると、調達の内容が物品に偏ってしまうおそれがあるため、下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>市の関係各課に障害者就労施設等からの物品・役務の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。</p>	<p>ご意見のとおり、本文の「物品等」には、「役務」も含むものですが、調達方針の名称は、法令等における表現と合わせております。</p> <p>広く市民の皆様が読む上で、趣旨を読み取りやすくするため、「3 受注機会の拡大」の冒頭の説明文を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 障害者優先調達推進法により、国・独立行政法人等は優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達することが求められ、市等に対しても受注機会の拡大を図ることとされています。障害者就労施設等への発注を増やすとともに、その仕事を受注できるように受注機会の拡大を支援します。</p>	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
53	Ⅱ	5	100	「数値目標」について、前ページに障害者就労施設等の受注の拡大及び共同受注ネットワークの推進の取組みが掲げられているので、99ページに掲載されている「③-1 障がい者就労施設等の受注の拡大」に係る数値目標を掲げるべきと考えます。	調達の目標額につきましては、障害者優先調達推進法に基づき、本計画とは別に毎年度当初に策定する「越谷市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」において、前年度の調達実績を踏まえ、設定しております。 このため、本計画において、令和7年度の具体的な目標額はお示しいたしませんが、法律の趣旨に則り、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進いたします。	D
54	Ⅱ	7	109	「現状と今後の方向性」について、下記のとおり加筆をお願いします。 (3段落目以降) 障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むために地域の他の人々と出会い、手を借りたり、一緒に動きながら、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす知恵や工夫を積み重ねてきたことが、住宅をはじめ公共的建築物、道路・交通環境、情報など様々な場面における社会的障壁の除去を推進する全社会的取組みにつながってきました。このような取組みは、障がい者だけでなく、すべての人の安心につながります。同様に、手話を日本語と同様に一つの言語として尊重することは、ろう者などの手話を必要とする人が自分らしく生きていく上で欠かせないことであると同時に、他の市民にとってもろう者から分け隔てられることなくともに生きるために欠かせないことです。 そこで、障がい者が安心して生活できるように、住環境の整備や移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した情報提供の充実、防災・防犯対策などハードとソフトの両面から、障がい者に配慮したまちづくりを総合的に進めます。	本項目は、本計画の基本理念の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえたものとしております。 一方で、本市では平成30年3月に手話言語条例を制定したところであり、引き続き推進を図っていくべきものと考えております。また、聴覚障がい者だけでなく、情報の取得に支援が必要な障がい者への取組みも重要であると考えております。これらのことから、ご意見を踏まえ、第3段落を以下のとおり修正します。 【修正後】 障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むためには、住宅をはじめ公共的建築物、道路・交通環境など様々な場面における社会的障壁の除去を推進する取組みが必要です。また、手話言語条例の推進や点訳や音訳など市民による情報支援活動の促進等をとおして、情報アクセシビリティの向上を図ることも必要です。	A
55	Ⅱ	7	112	「1 福祉のまちづくりの推進」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。 障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、高齢者、障がい者などの当事者参加の下に、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を推進します。	障がい者の参画のもと施策を推進していくことは、本項目に係る部分に限らないと考えておりますので、計画案のとおり表記としております。 障がい者の参画に係る考え方については、128ページの「第Ⅲ編 計画の推進に向けて」の「(3)-1 意見交換の機会づくりの検討」の部分でお示しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
56	Ⅱ	7	112	<p>「1 福祉のまちづくりの推進」における「①-4 公共的建築物等のバリアフリー化の推進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、高齢者、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう当事者の参加の下で検証し、事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。</p>	<p>福祉のまちづくりに関する法律や条例は、障がい者だけではなく、高齢者や妊産婦、子ども等の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける方々を対象としていることから、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「当事者の参加の下で検証」の部分につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>【修正後】 福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、高齢者、障がい者等の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。</p>	A
57	Ⅱ	7	112	<p>「1 福祉のまちづくりの推進」における「①-5 小中学校施設のバリアフリー化の整備」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備を進めます。さらに、トイレの洋式化を図ることについて努めるとともに、避難所に指定されている全ての学校の校舎及び屋内運動場に車いす使用者用トイレを整備します。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校の校舎及び屋内運動場にエレベーターを整備します。</p>	<p>校舎及び屋内運動場への車いす使用者用トイレの整備、エレベーターの整備については、校舎及び屋内運動場の新築や増改築等を行う際に検討してまいります。</p>	C
58	Ⅱ	7	112	<p>「1 福祉のまちづくりの推進」における「①-6 公園等オープンスペースの整備」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>市民の憩いの場として、また防災の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入口の段差の解消や車いすが通行できる幅の確保、多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。</p>	<p>車いすが通行できる幅の確保につきましては、園路等で通行に支障をきたすような箇所があった場合には、施設の改修整備を行っておりますので、ご意見のとおり計画案を修正いたします。今後も誰もが安心・安全で快適に利用できる公園整備に努めてまいります。</p>	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
59	II	7	115	<p>「2 道路・交通環境の整備」における「②-6 鉄道駅のバリアフリー化の促進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を利用しやすいよう鉄道事業者に対して、内方線付き点状ブロック及びホームドアの設置、ホームと車両の段差解消など安全で統一した案内誘導装置の整備を働きかけます。</p>	<p>市では、市内各駅において高度なバリアフリー化を図るため、鉄道事業者が行う、市内の鉄道駅における内方線付き点状ブロック及びホームドアの設置等に協力しています。引き続き、鉄道事業者と市が協力し、鉄道駅の利用者の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。</p> <p>また、ご意見をいただいた「ホームと車両の段差解消」の部分も含めた取組み内容として以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者に対してホームドアの設置など安全で統一した案内誘導装置や、鉄道駅の利便性の向上に向けた整備を働きかけます。</p>	A
60	II	7	116	<p>「3 外出・移動支援の充実」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券の交付や自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業を推進するとともに、障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者総合支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者等へガイドヘルパーを派遣します。さらに、障害福祉サービスの利用にさまざまな困難を抱える全身性障がい者・重度知的障がい者が自ら推薦する介護人を市に登録し、派遣することによって、社会参加をきめ細かく支援するとともに、ともに生きる地域を耕します。</p>	<p>「3 外出・移動支援の充実」などの施策のそれぞれにおける冒頭の文については、当該施策で行う具体的な取組み内容を簡潔にまとめているものであることから計画案のとおり表記としております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
61	Ⅱ	7	117	「3 外出・移動支援の充実」における「③-10 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」について、下記のとおり修正をお願いします。 <u>障害福祉サービスの利用にさまざまな困難を抱える全身性障がい者・重度知的障がい者が自ら推薦する介護人を市に登録し、派遣することによって、社会参加をきめ細かく支援するとともに、ともに生きる地域を耕します。</u>	ご意見のとおり、全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業は、障がい者の移動を支援するだけでなく、事業の実施の中で、障がいに対する理解の促進や生活の充実に資するものであると認識しております。 このことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり項目名と取組み内容を修正し、「第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実」に再掲します。	A
62	Ⅱ	7	117	(意見No. 19及び31に関連して)「③-10 全身性障がい者及び重度知的障がい者の移動介護の充実」について、これらの事業は、障がい者自身が介護人を探し登録してもらうことで必要な社会参加の支援を受けることができる重要な制度であり、移動介護と書いてしまうと障害者総合支援法の移動介護との差異が分かりづらくなります。これらの制度の特徴である、障がい者が自ら介護人を探し登録してもらうこと、それにより障がい者自身の生活と社会参加を支えることができること、さらに介護を通じて障がい者理解の促進が図られることを記載すべきであるため、以下のとおり修正してください。 <u>③-10 全身性障がい者介護人派遣事業及び重度知的障がい者介護人派遣事業の充実(再掲)</u> <u>介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者自身の社会参加のための外出や地域生活を支援するため、障がい者自身が自ら介護人を探し登録してもらうことで資格を持たない市民が障がい者に関わるきっかけとなる全身性障がい者及び重度知的障がい者介護人派遣事業の充実に努め、それによって地域社会の障害者理解の促進を図り、地域共生社会づくりに努めます。</u>	【修正後】 <u>③-10 全身性介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実(3章に前掲)</u> 介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がい者の地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。	A

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
63	Ⅱ	7	120	<p>「5 防犯・防災体制の整備」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者が防災訓練などへ参加できるよう支援と啓発を行うとともに、災害時要支援者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。</p>	<p>市が行う防災訓練へ障がい者が参加できるよう支援することについては、「⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発」の項目の取組み内容に含まれております。</p> <p>計画案の中で表現の整合を図るため、「5 防犯・防災体制の整備」の記述を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防犯・防火・防災に関する啓発や防災訓練への参加の促進を図るとともに、災害時要支援者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。</p>	A
64	Ⅱ	7	120	<p>「5 防犯・防災体制の整備」における「⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を支援し促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援し、障がい者が参加できるよう支援します。</p>	<p>ご提案の追記部分については、計画案の「市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。」の記述に包含しているものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	B
65	Ⅱ	7	120	<p>「5 防犯・防災体制の整備」における「⑤-5 自主防災組織の育成・強化」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進し活動を支援するとともに、その活動への障がい者の参加を支援します。</p>	<p>ご提案の追記部分については、計画案の「⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発」及び「⑤-5 自主防災組織の育成・強化」に包含しているものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
66	Ⅱ	7	121	<p>「5 防犯・防災体制の整備」における「⑤-6 地域ぐるみの協力体制の整備」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会、障がい者団体、福祉事業者などの連携を図り、災害時要援護者避難支援制度などの地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。</p>	<p>ご提案の意見を反映し、下記のとおり計画案を修正します。</p> <p>【修正後】 災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会のほか、障がい者団体及び福祉事業者等とも連携を図り、災害時要援護者避難支援制度の推進をはじめ、地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。</p>	A
67	Ⅱ	7	121	<p>「5 防犯・防災体制の整備」における「⑤-7 福祉施設での避難者受入れ体制の確立」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難施設として、社会福祉施設の活用を図り、迅速に対応できる避難者受入れ体制の強化に努めるために、ふだんから近隣の要配慮者と社会福祉施設利用者、職員等が出会い、交流できるよう支援するとともに、近隣の要配慮者の参加の下に社会福祉施設が避難訓練を実施できるよう支援します。</p>	<p>ご提案の意見を反映し、下記のとおり計画案を修正します。</p> <p>【修正後】 災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難施設となるよう福祉避難所に指定するなど、社会福祉施設の活用を図るとともに、迅速に対応できるよう平時から関係者の交流や避難訓練の実施を支援するなど、避難者受入れ体制の強化に努めます。</p>	A
68	Ⅲ	—	126	<p>「1 計画の推進に向けて」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>(2段落目) アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために本市で重要なこととして、「各障がいに配慮したコミュニケーション支援の充実」、「居宅介護・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実」、「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」、「医療やリハビリの充実」、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」、「就労援助や雇用促進」、「障がい児の療育(発達支援)の充実」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。</p>	<p>ご意見をいただいた箇所については、障がい者に対するアンケート調査の「障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策」に関する設問において、各障がいで最も回答が多かったものを例として挙げております。</p> <p>なお、この設問の調査結果は18ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

D:その他

No.	編	章	ページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
69		全体		第5次越谷市障がい者計画は第5次越谷市総合振興計画を上位計画とするため、各論になる本計画は、総論としての総合振興計画と密接に関わらなければならないと考えています。その前提でいくと、総合振興計画が「障がい福祉」の課題を指標全ての中に内在させることが重要だと考えます。逆にいえば「障がい福祉」の課題を障がい者計画や「障がい福祉」というパーテーションに囲い込むことで、その課題が一般的な市民の目から見えにくくなっているということがいえるのではないかと考えています。	本計画案の3ページ「2 計画の位置づけ」にありますように、障がい者計画の上位計画として、総合振興計画と地域福祉計画があります。この地域福祉計画は、他の福祉関連分野の上位計画として、分野横断的な取組みについて掲載しております。 また、5ページの「3 計画の期間」にありますように、障がい者計画は、総合振興計画の基本計画及び地域福祉計画に策定年度を合わせており、その内容について整合を図りながら策定しております。	D
70		全体		現実に制度や福祉行政、現場を円滑に動かしていくためには、行政の縦割りをこえていくことや、お互いの守備範囲をむしろ相手のゾーンにリーチしながら複合的に問題解決を図っていくことが重要であると考えます。 上位の総合振興計画に合わせて障がい者計画を策定するのではなく、上位の計画であったとしても、それを具体的かつ現実的に進めていくための情報提供や具申などを総合振興計画へしながら障がい者計画を形作ってほしいと考えます。		D
71		全体		第4次総合振興計画基本構想の第6章には誰もが健康でともに支え合いながら暮らせる地域をつくるという主旨の記述がありますが、各論の障がい者計画では、障がい者への支援の拡充という表現にすり替わっており、障がい者が地域社会の中で活躍するイメージを表せていないことは大きな問題と考えます。 越谷市においては、例えば「越谷市知的障害者介護人派遣事業」といった国内でも有数の先行的な事業があります。この事業では障がい者は制度の利用者でありながら、「自分で介護人を見つける」といった点で障がい者福祉の裾野を広げる社会資源であり、小さな事業主であり、地域の中でともに活躍する一人だといえます。このような視点を持つことはとても重要で、街の中に点在しているため、地域の中で培われてきた障がい者の暮らしの技法などを拾い上げてブラッシュアップし、計画の中に組み入れていくべきだと考えます。	現在本市では、第5次越谷市総合振興計画の策定を進めておりますが、意見No. 69及び70の市の考え方にもありますように、総合振興計画と同じ年度に地域福祉計画、障がい者計画を策定することにより、考え方や内容の整合を図っております。 ご意見で挙げられた「知的障害者介護人派遣事業」のような具体的な事業については、障がい者計画の中で、お示しすることとしております。 なお、地域での取組み等を計画に反映できるよう、障がい者計画の策定過程において、「アンケート調査」や「団体意向調査」を実施し、これらを通じて、いただいたご意見を踏まえ、計画案を作成しております。	D